

中部地区行政振興協議会からの令和6年度 県政に対する要望への回答

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
1-1 鳥取県立美術館整備に伴う地域の取組への協力及び積極的な関与について 【倉吉市】	継続	県	令和7年春の県立美術館オープンに向けて、鳥取県立博物館や美術館整備局だけでなく県の各所管において、観光、交通インフラなど多岐多様にわたる美術館整備に係る諸課題に積極的に取り組むようお願いいたします。 中部地区を中心としつつも、東・西部の自治体を巻き込んだ県民の協力体制の構築をお願いします。	県立美術館の整備の推進にあたっては、関係課が諸課題を共有し、地元市町や関係機関・団体等の方々に協力をいただきながら取り組んでおり、昨年度から倉吉市幹部の方々との情報共有・意見交換の場を設け、機運醸成や観光・文化等の課題を共有し、連携して取り組むことを確認しているところです。 昨年度創設した「地域でつくる美術館応援事業」は、試行的に中部地区の団体等が実施する機運醸成に係る催事等を対象としていましたが、今年度から全県の団体等に対象を拡大しました。また、「全県美術館構想に向けたネットワークづくりスタートアップ事業」により、県内の美術館等の展示支援や各学校の所蔵芸術作品の掘り起こしを行い、県内全域で美術に触れる環境づくりや県立美術館開館のPRを行っています。 さらに、PFI事業者と一体となって、県内全域での出前説明会等を継続するとともに建設現場での授業や親子見学会などを開催しており、今後とも、中部地区だけでなく東部、西部も含めた県全体を巻き込みながら、多くの県民が美術館に関心を持っていただけるような取組に努めてまいります。	教育委員会 (美術館整備課)
1-2 東郷湖羽合臨海公園・県道倉吉東郷自転車道線の周辺整備について 【湯梨浜町】 《重点要望項目》	継続	県	「鳥取うみなみロード」の一部として、サイクリングコースからの景観を改善するため、陸域の公園区域も含め、池側の眺望を阻害する雑木を伐採するなどの整備をお願いします。 また、公園内コースを案内する表示、看板等整備いただくよう要望します。	公園区域内の東郷池の景観を阻害している雑木等については、景観が確保されるよう地元の意見も伺いながら伐採等を実施してきたところです。 令和5年7月に策定した「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」においても、東郷池の眺望の確保を目的とした樹木や植栽等の適正な維持管理及びサイクリングや散策に快適な環境整備を行っていくことを盛り込んだところであり、引き続き、景観に配慮しながら、公園区域内の雑木の伐採等を行ってまいります。 また、サイクリングロードに隣接する新川池周辺の公園区域については、今年2月に、雑木の伐採等を実施したところですが、公園区域外である池沼・堤部分については、土地所有者である国において適正に維持管理が行われるよう、国に対して要望を行ってまいります。 加えて、昨年度から3か年計画で進める倉吉東郷自転車道修繕の取組において、長瀬公園ほか計2か所にコース案内看板を新たに整備することとしています。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課) 生活環境部 (緑豊かな自然課)
1-3 コロナ回復期における観光誘客の推進に係る継続支援について 【三朝町】	継続	県	コロナ回復期においても観光誘客の取組に対して、継続した支援をお願いいたします。	新たな観光コンテンツづくりや、既存コンテンツ磨き上げへの支援、宿泊・体験・グルメ等を域内で楽しめる滞在型観光地づくりの取組への支援を行うとともに、多様化した旅の形態に対応した個人旅行者をターゲットとしたPR、閑散期の宿泊割引等を実施し誘客促進を図ってまいります。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
1-4 日本遺産を活用した広域観光誘客の推進について 【三朝町】 《重点要望項目》	継続	県	日本遺産を活用した観光誘客の取組に対する継続した支援と、とっとり日本遺産ネットワーク会議における関係者・団体の連携、協力について、強力なリーダーシップによる活動の推進をお願いします。	昨年5月に組織した、とっとり日本遺産ネットワーク会議による情報発信等の取組を進め、県内4地域の日本遺産の連携した活用を図っていきます。また、来年度（令和6年度）に認定継続を審査される予定の三朝町の日本遺産については、継続認定となるよう、県と三朝町の関係機関で構成する三朝町日本遺産活用プロジェクトチームを組織し、地域活性化計画を着実に実行することができるよう連携して取り組んできており、引き続き日本遺産活用の成功事例となるよう協力します。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)
1-5 中部の県立高校の魅力化について 【北栄町】	継続	県	高校進学時に中部地区外への流出が見られることから、中部の県立高校においても、高校選択の決め手となる「高校毎の」魅力化を進めていただきますようお願いいたします。 県外生の受入れに当たっては、学生寮の設置や下宿の受け入れ先など様々な選択肢が考えられることから、県立高校の責任として、県が自治体と連携しながら進めていただくようお願いいたします。	中部地区の魅力化モデル校ではICT技術を導入した先進的な農業教育を取り入れるための施設設備の整備を行っているほか、世界に通用する論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力などが身に付けられることで国内外から高い評価を得ている国際バカロレア教育を導入するなど、県内外の中学生にアピールできるような高校づくりにも取り組んでいるところです。 その他の県立高校においても、地元企業や地域との連携を生かした地域課題解決型の探究学習に取り組むほか、チームを立ち上げ、地元自治体と学校が一緒になって魅力化・特色化を図る動きが見られます。 また、以前より私立高校と提携し、同校の学生寮を県立高校の生徒の受入れ先としてしているところですが、県と地元自治体で連携し、さらなる住環境確保に向け検討を進めていく予定です。 今後も、県内外から生徒が集まるよう地元自治体の御協力もいただきながら高校の魅力化に積極的に努めてまいります。	教育委員会 (高等学校課)
1-6 まんが・アニメを活用した観光施設整備に係る支援制度の創設について 【北栄町】 《重点要望項目》	新規	県	県におかれまして、まんが・アニメを活用した観光施設整備に柔軟に活用できる支援制度の創設をお願いします。	県内の山陰道の全線開通を好機とし、開館後の県立美術館や青山剛昌ふるさと館と連携した「まんが王国とっとり」の一層の魅力向上による国内外からの誘客の強化が必要と考えています。 青山剛昌ふるさと館の再整備については、基本構想及び基本計画を策定されたところであり、令和9年中に開館予定と聞いています。 令和6年春にリニューアルオープンする境港市の水木しげる記念館に対して行っている支援を参考にしつつ、設計が進捗し、これから明確になってくる具体的な内容を踏まえ、県としての対応を検討します。	輝く鳥取創造本部 (まんが王国官房)
2-1 山陰自動車道「北条道路」の整備促進について 【倉吉市、北栄町】	継続	県・国	「北条道路」については、国土交通省から令和8年度の開通が示されているところではありますが、早期の全面開通に向け、インターチェンジやジャンクション整備の促進をお願いします。 喫緊の課題である事故多発交差点の立体交差化による交通安全対策事業をはじめ、「北条道路」の整備促進、早期供用を国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。 鳥取県での高規格道路へのアクセス道路（大栄ICや弓原ハーフIC等）の早期供用をお願いします。	①「北条道路」の整備促進、早期供用 北条道路については、令和8年度供用予定が公表されており、引き続き整備促進を国に働きかけます。 ②高規格道路へのアクセス道路の整備について 大栄IC（仮称）へのアクセス道路である（主）倉吉由良線（北栄工区）については、令和元年度に事業着手したところであり、北条倉吉道路の弓原ハーフIC（仮称）の整備とともに、北条道路の進捗と合わせて整備促進に取り組みます。	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
2-2 国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について 【倉吉市、北栄町】	継続	県・国	「北条湯原道路」は、中部地区にとって高速道路を補完し、高速交通ネットワークを構築する最重要路線であり、早期全線供用開始が図られるよう次のとおりお願いします。 ①倉吉道路の残区間（L=0.8km）及び倉吉関金道路（L=7km）の整備促進 ②山陰自動車道「北条道路」と接続する「北条JCT」の整備促進 ③倉吉関金道路Ⅱ期区間の事業着手、並びに犬伏峠道路との接続区間を整備区間へ昇格 ④岡山県との連携強化による岡山県側の「初和下長田道路」の整備促進	①倉吉道路の残区間及び倉吉関金道路1期区間（小鴨IC（仮称）～福山IC（仮称）：L=3.8km）については、引き続き改良・舗装・安全施設工事等を推進します。 ②「北条JCT（仮称）」については、山陰道「北条道路」の事業主体である国土交通省と連携を図りながら、整備促進に取り組みます。 ③倉吉関金道路2期区間（福山IC（仮称）～関金町大鳥居：L=4km）については、令和5年度6月補正予算において道路調査費が計上されたところであり、当該区間の早期工事着手に向けて、地元関係機関と調整しながら道路詳細設計に着手します。 ④「初和下長田道路」については、令和4年度に整備が完了しました。	県土整備部 （道路企画課、道路建設課）
2-3 国道179号はわいソバイパスの整備促進について 【倉吉市、湯梨浜町】 《重点要望項目》	継続	県・国	国道179号の湯梨浜町田後から山陰自動車道「北条道路」のはわいICに接続する179号はわいソバイパスの整備について、中部地区の経済・観光・文化等の振興による地方創生を進めるため、また、交通集中の分散、緊急車両通行の円滑化のため、可能な限り令和7年春に予定されている県立美術館のオープンまでに、179号はわいソバイパスが供用開始できるよう早期事業化による整備促進をお願いします。 慢性的な渋滞や交通事故の発生などの課題解決に向けて、道路整備にあたっては、地元意見を十分に踏まえながら進めていただきますようお願いいたします。	国道179号の湯梨浜町田後から山陰道「北条道路」のはわいICへ接続する国道179号はわいソバイパスの整備については、令和元年度に事業着手しており、北条道路の進捗と合わせて整備促進に取り組みます。 地域の課題解決に向けた道路整備については、地元の意見を十分に踏まえながら進めていきます。	県土整備部 （道路建設課）
3-1 バス利用環境の整備について 【倉吉市】	継続	県	県道沿いの学校、病院、スーパー等の施設の最寄りのバス停や利用者の待合環境が整っていないバス停について、環境が整っているか定期的に確認していただき、必要に応じて上屋及びベンチ等の設置、修繕についてお願いします。 （上屋及びベンチの設置を検討する具体的なバス停名） 福吉町（下り、県道）、西倉吉（日ノ丸）（上り、下り、県道）、山口（上り、県道） 県の管理外のバス停について、市町村が行う利用環境整備に対する市町村交付金以外の新たな財政支援をお願いします。	①拠点施設の利用者のために県が管理している既設のバス停上屋及びベンチについては、今後も引き続き県が管理していきたいと考えており、必要に応じて修繕等を行っていきます。なお、上屋及びベンチの新設については、市町村創生交付金の活用が可能です。 ②県管理外のバス停の整備にあたっては、市町村創生交付金のほか、令和3年度から新たにバス利用者にとって円滑で快適な待合・乗継ができるよう、バスロケーション情報等を提供するサイネージを設置する商業・観光・福祉施設等のバス停周辺施設と連携したバス待合所を整備する市町村を支援する制度を創設したところです。また、国においても、新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として、「地域公共交通再構築事業」を創設し、バス施設の整備を交付金対象事業とする予定となっています。	県土整備部 （道路企画課） 輝く鳥取創造本部 （交通政策課）

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
3-2 料金を伴わない無償の共助交通（ボランティア送迎、コミュニティカーシェアリング等）にかかる支援について 【琴浦町】	継続	県・国	<p>運賃を徴収しない無償の共助交通についても、地域の移動を担う一翼として自家有償運送と同様に町が行う補助金交付等に関して財政支援をお願いします。</p> <p>また、国に対し、運賃を徴収しない無償の共助交通に対する特別交付税等の支援を措置していただくよう要望をお願いします。</p>	<p>公共交通サービスは、道路運送法等の法令に基づき、鉄道、バス、タクシー等の民間交通事業、市町村、NPO 等による交通空白地有償旅客運送等により提供されていますが、これらを補完する形で道路運送法の適用を受けない住民主体による無償の共助交通も運行されています。</p> <p>県では、住民が主体となって移動支援に取り組む地域・団体に対して、外部アドバイザーの派遣等を通じて、住民同士の合意形成や共助の関係づくりを支援するとともに、令和4年度より、移動支援など住民共助の取組を伴走支援するファシリテーターの養成研修を行うなど、人材育成の強化にも取り組んでいます。</p> <p>一方で、無償の共助交通について、道路運送法が適用されないため他の交通機関との調整がなされないまま運行経費等の支援をすれば、既存の交通事業者の経営に影響を及ぼし、結果として路線縮小や撤退を招きかねないことから、運行経費等の直接的な支援は行っていません。</p> <p>こうした考え方の元、住民が主体となって交通空白地有償旅客運送に取り組む場合には、3年間、有償化に向けての無償の試験運行について支援しています。また、地域公共交通会議等で交通事業者等に認められた場合には、送迎車両等の空席や空き車両を活用した無償運送の傷害保険料や自動車保険料等も支援対象としています。さらに、共助交通組織（無償の試験運行を含む）の運行管理業務を請け負う共助交通サポート組織の創設及び運営も支援対象とするなど、一定の限度で、無償の共助交通に対する支援を行っています。</p> <p>なお、国に対しては、地域の実情に応じた様々な交通手段の確保に対する財政支援について、令和5年6月27日に要望しており、引き続き働きかけていく予定です。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課、人口減少社会対策課)
4-1 治山・砂防堰堤流末以降の水路整備に対する支援について 【三朝町】	継続	県	<p>堰堤整備事業で整備可能な範囲は理解していますので、下流断面が整備断面より小さい場合を対象として、既設水路の改修に必要な整備費用の支援をお願いします。</p>	<p>堰堤取付水路より下流の水路部分は市町が管理主体となる普通河川である場合が多く、この場合、市町が事業主体となる「緊急自然災害対策事業債」の適用が可能です。</p> <p>引き続き、国に対して制度の継続・拡充を求めています。</p>	県土整備部 (治山砂防課)
4-2 災害復旧工事の不落札防止対策について 【琴浦町】	新規	県	<p>災害復旧工事の入札不調を防止し、公共の福祉向上を図るため、災害復旧工事受注業者（市町村工事含む）に対する評価点の加点等により、受注意欲の向上と不落札防止対策をご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>災害復旧工事において、入札不調により工事が遅れることは県としても重要な課題であると考えていますが、県の総合評価入札は品質確保を目的としており、施工能力など品質に関する項目以外の評価項目の設定は考えておりません。</p> <p>なお、県の災害復旧工事に係る不調不落対策としては現場代理人の常駐緩和など、入札制度に係る条件緩和などにより受注しやすい環境づくりに努めています。</p>	県土整備部 (県土総務課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
5-1 海岸侵食や河川からの漂着物による被害に対する支援について 【琴浦町、北栄町】	新規	県	現在のサンドリサイクル事業を河口閉塞対策と併せて実施し、更に必要な護岸工事等も行うことにより侵食対策を促進いただくとともに、海岸線の維持・回復を図るための抜本的な対策をお願いします。 国による天神川の総合的な土砂管理計画の早期策定に向けてご協力をいただくとともに、計画の進捗状況及び公表、海岸侵食対策の支援について国等へ働きかけていただくようお願いいたします。 漂着物の問題は、最下流の北栄町だけではなく、上流の三朝町や倉吉市、ひいては中部地区全体の問題ですので、早急に天神川からの大量の海岸漂着物撤去を実施していただきますようお願いいたします。また、今後も台風などの災害による海岸漂着物については、海岸を管理する県で撤去をお願いします。	河口閉塞対策として、必要に応じて河口浚渫を実施しており、その浚渫土は隣接する海岸にサンドリサイクルしています。今後も現地の状況を見ながら、サンドリサイクル事業を主体として海岸侵食対策を実施していきます。 天神川については、国による天神川の総合的な土砂管理計画の策定・公表に向け、令和4年度から国・県・市町による協議会を設置して検討を始めており、引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。また、県が行うサンドリサイクルなどの海岸侵食対策については、国土保全の観点から、国に対して財政的支援を引き続き求めていきます。 海岸漂着物については、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用した「鳥取県海岸漂着物処理事業補助」により、公の用に供している海岸の土地を所有している市町村に対し、海岸漂着物等の回収・処理への補助を引き続き行います。その中で、限られた財源の中、海岸漂着物の適切な処理に向け、沿岸各市町村の取り組みや実績に応じて、各市町村の配分を検討することで、対応していきます。	県土整備部 (河川課、港湾課)
6-1 中部地区の児童発達支援の拡充について 【北栄町】	新規	県	中部療育園の児童発達支援を再開するようお願いいたします。以前は、中部療育園と皆成学園の役割分担をされていましたが、昨年度あたりから重症心身障がい児でもなく、医療的ケアの必要がないこどもに対して、中部療育園の医療型児童発達支援の見学、案内をされ、それに基づきサービス利用申請をされる方が増えています。中部療育園において医療の必要な児以外の児童発達支援も実施するように役割を拡大されるのであれば、児童発達支援を再開していただくようお願いいたします。 皆成学園で、小集団だけではなく個別療育も行うなど、利用者の選択肢を増やしていただくようお願いいたします。当時はコロナ禍という事情もありましたが、小集団療育ができない状況の中、計画相談員が個別療育にできないか相談したところ断られたと伺いました。この件をきっかけに、計画相談員が皆成学園は個別療育を行わず、小集団療育だけという認識をしております。個別療育も実施されているのであれば、広く周知いただくようお願いいたします。	児童発達支援には、治療も行う医療型児童発達支援と福祉的支援のみを行う福祉型児童発達支援（児童発達支援）があり、中部療育園は、従前から中部圏唯一の医療型児童発達支援提供施設として、他の福祉型児童発達支援施設と役割分担しながらサービス提供しているところです。「医療的ケアの必要がない子どもに対して医療型児童発達支援の見学、案内をされている」とのご指摘ですが、中部療育園においてそのような事実はなく、医療型児童発達支援の対象と考えられる児童のみに現在も見学、案内をしております。 なお、福祉型児童発達支援のサービス提供量については現状で需要に対して不足しているという認識を持っており、今年度予定している鳥取県障がい者プラン（障がい児福祉計画）改定の際に、市町村のみならずとも意見交換しながら、人材の育成を含め、障がいのある子どもが身近な地域で安心して暮らせる基盤の整備を図りたいと考えております。	福祉保健部 (子ども発達支援課)
6-2 学校給食費の無償化について 【琴浦町】	新規	国	義務教育における学校給食は国の責任において実施すべきものであり、その実施に係る経費についても国の負担とすることで、学校給食費無償化を実現されるようお願いいたします。	子育て世代である小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を行うよう7月27日に国へ要望しました。	教育委員会 (体育保健課)
7-1 季節性インフルエンザ予防接種の定期接種（B類疾病）の対象者拡大について 【倉吉市】	継続	国	毎年発生する季節性インフルエンザの発病を一定程度予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することにに関して一定の効果があるとされている季節性インフルエンザ予防接種について、定期接種（B類疾病）の対象者を16歳未満にも拡大するよう、国に働きかけていただきますようお願いいたします。	高齢者に対するインフルエンザワクチン接種は、発症時の重症化や死亡を予防する効果があるとして、定期接種（B類疾病）となっています。 一方、小児については、インフルエンザワクチンの有効性の低さや持続期間の短さが挙げられているため定期接種の対象になっていないところですが、国は、ワクチンの有効性について継続して研究していることから、その研究結果を踏まえつつ、定期接種化の検討を進めるよう国へ要望しているところです。	福祉保健部 (感染症対策課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
7-2 帯状疱疹ワクチン接種費用の助成及び定期接種化について 【倉吉市、琴浦町】	新規	県・国	<p>帯状疱疹ワクチンの定期接種化については、現在、国の厚生科学審議会において、慎重に議論が進められていると言われていますが、予防のためのワクチン接種費用が高額であることから、多くの方が安心して接種ができる環境を整えるため、帯状疱疹ワクチンの定期接種化が早期実現するよう国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>帯状疱疹のワクチン接種を希望する人へ任意接種費用の助成を行うよう、国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>帯状疱疹ワクチンについては、平成28年3月に水痘ワクチン（生ワクチン）に帯状疱疹の予防に対する効能効果が追加承認されるとともに、平成30年3月に新たな不活化ワクチンが薬事承認され令和2年から販売が開始されたところです。</p> <p>現在、国は専門委員会でこれらのワクチンを定期接種化することに関して議論を行っており、期待される効果や導入年齢に関して検討されているところです。</p> <p>県においても、ワクチン接種による疾病の予防が期待されることから、定期接種化について国へ要望しており、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (感染症対策課)
7-3 重度の強度行動障がいのある人の県内施設受け入れ先の確保について 【琴浦町】 《重点要望項目》	継続	県	<p>現在、重度の強度行動障がい者が一時的に使用している、老朽化した町営住宅の解体を進める必要があるため、受入先施設の確保を強く要望します。</p> <p>重度の強度行動障がい者の在宅での生活支援は、環境整備や経費負担等において容易な事ではありません。受入先施設を確保するために、施設が重度の強度行動障がい者を受け入れるための体制を整えることについて、引き続き支援をお願いします。</p> <p>重度の強度行動障がい者が、施設入所ができないために、やむを得ず在宅での生活支援を受ける場合の人的支援や予算措置など、支援体制の構築を要望します。</p> <p>強度行動障がい等重度の障がいのある人が、生まれ育った県内で成人後も生活が継続できるよう、児童入所施設における卒業後の生活に向けた支援に力を入れていただきますようお願いいたします。</p> <p>入所施設において慢性的な人材不足の現状がある中、人材の育成や確保をするための予算措置をお願いします。</p>	<p>強度行動障がい者への支援については、平成22年度から、受入施設における手厚い支援が可能となるよう、法定報酬とは別に、必要となる人件費に対する支援を市町村と協調して実施するとともに、令和2年度からは、在宅の強度行動障がい者に対して、強度行動障がい支援者養成研修の修了者を支援員として派遣し、関係する事業所や家族の協力のもと支援の方法や二次障がい抑制のための効果検証事業を県独自に実施しています。</p> <p>また、令和4年度からは、強度行動障がい者の受入に必要な施設整備や改良への助成の他、強度行動障がい者の在宅生活、地域生活を支える訪問系サービス提供事業者への支援、強度行動障がい者が障害福祉サービスの体験利用を行う際の環境適応のために必要な経費への助成など、ハード、ソフトの両面から強度行動障がい者の受入体制強化に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、令和5年度6月補正予算において、県内の強度行動障がい児者とその家族が安心、安定した生活を送ることができるよう、市町村と連携した支援体制を構築し、現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、支援ノウハウを持つ指導者のバックアップの下、支援事業者が課題行動の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく取組を進めていくこととしています。</p> <p>併せて、地域における中核的な人材を確保していくため、実践的で高度な支援方法等を学ぶための県独自研修の受講支援を行う予定としております。</p> <p>児童入所施設からの移行については、県が移行調整の責任主体として、関係者（関係市町村、児童相談所、相談支援事業所・障害児入所施設等）と連携し情報共有を行うとともに、移行調整困難事例について必要な対応を協議しているところです。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課、子ども発達支援課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
8-1 情報通信基盤及び携帯電話網の整備並びにデジタル実装の支援について 【倉吉市】	継続	県・国	<p>情報通信基盤整備においては、CATVに係る放送設備も併せて更新する必要があることから、地域の実情に応じた更なる財政支援措置及び運用の柔軟化をお願いします。また、通信設備についても、機器更新等を含む維持管理費用の支援をお願いします。</p> <p>携帯電話の不感地区及び電波が微弱で実質携帯電話が使えない地区を解消するため、携帯電話事業者への働きかけをお願いします。</p> <p>誰もがデジタルの恩恵を享受できるよう、高齢者や情報格差の顕著な中山間地域の住民に対し、インターネット環境の整備や機器購入、スマートフォン教室などのデジタル実装に要する費用の支援をお願いします。</p>	<p>公設の光ファイバ網設備の更新や維持管理の費用に係る新たな支援制度を創設すること、また、携帯電話等エリア整備事業（基地局施設整備事業）について、補助対象地域を圏外エリアのみに限定することなく、住居内や生活道を含むすべての居住地エリアを補助対象地域に加えることを6月27日に国へ要望しました。</p> <p>また、携帯電話不感地区解消を目指し、県及び全市町村で設置した「デジタルデバイト部会」において、県と市町村が実施した現状調査を基に、携帯電話事業者へ不感地区解消に向けた働きかけを行うことが決定しています。県は、部会を代表し本年1月に、住民生活目線での不感エリア解消に向け、市町村調査結果（具体事例）を示して働きかけを行いました。</p> <p>今後も、情報通信基盤の充実に向け、市町村と協議しながら、引き続き国や携帯電話事業者へ要望してまいります。</p> <p>中山間地域のデジタル化については、小さな拠点などの地域づくりの取組の中で、デジタル機器を活用する場合の機器・環境整備やその技術を活用する取組に対して支援を行っています。</p>	政策戦略本部 （デジタル基盤整備課） 輝く鳥取創造本部 （人口減少社会対策課）
8-2 天神川流域下水道維持管理負担金の軽減について 【倉吉市】	継続	県	<p>天神浄化センターの維持管理費の低減に努めるとともに、当初計画により過大となった県資本費部分を県も負担していただくことにより、周辺市町が負担している維持管理負担金のうち、資本費回収単価の引き下げをお願いします。</p>	<p>天神浄化センターは、昭和58年度の操業開始以来、流域市町の御意見を伺いながら運営しております。</p> <p>令和2年度に策定した経営戦略においては、人口減少（流入汚水量の減少）による減収が見込まれる中、経費削減に努めることで令和12年度までは現行の負担金単価を維持したいとしておりますが、昨今の燃料価格高騰の影響を踏まえれば、逆に単価引き上げの検討が避けられない状況になりつつあると考えております。</p> <p>なお、資本費については、平成6年度以降の度重なる協議の結果、平成13年度から起債償還金の元金及び利息相当額を、平成19年度からは建設当初に遡って全ての資本費を流域市町からの回収対象とする旨合意しており、今後の単価改定時には、維持管理費と資本費の負担バランスを考慮したいと考えています。</p>	生活環境部 （水環境保全課）
8-3 鳥獣被害における捕獲者確保支援について 【湯梨浜町】	継続	県	<p>有害鳥獣捕獲許可者の捕獲意欲減退の防止、新規有害鳥獣捕獲許可者の獲得のため、猟期中のイノシシ奨励金について、イノシシ猟期外捕獲と同額の県補助金を充ててくださいますようお願いいたします。</p>	<p>イノシシによる農業被害は、農業被害全体の7～8割を占めており、捕獲を一層推進するため従来の県単補助金だけの支援を見直し、令和4年度から鳥獣被害防止総合対策交付金（国交付金）を活用することとし、猟期外のイノシシ成獣の有害捕獲について捕獲従事者への給付額が増額になるよう制度を変更しています。</p> <p>加えて令和5年度からは更に一層の捕獲強化を図るため、猟期中のイノシシの有害捕獲についても国交付金を活用して支援を行うこととしました。</p> <p>なお、イノシシについてはその獣肉の利用価値により、狩猟者の嗜好性、捕獲意欲が高いこともあり、猟期と猟期外では捕獲に係る支援額に単価差を設けているところです。捕獲に係る単価については、今後、生息状況や捕獲の実態、関係団体等の意見を踏まえながら検討を継続していきたいと考えております。</p> <p>なお、各市町村におかれては、その実情に合わせて特別交付税を活用されるなどして捕獲活動を推進されるようお願いいたします。</p>	農林水産部 （鳥獣対策センター）

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
8-4 自治体情報セキュリティ対策に係る運用費等の財政支援について 【湯梨浜町】	継続	県・国	自治体の情報セキュリティ対策を維持していくため、設備・機器の更新及び運用に関する支援について、国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。	県内自治体の情報セキュリティ対策に係る支援については、これまでも鳥取県自治体ICT共同化推進協議会(セキュリティソリューション部会)を通じて、県内各市町村の意見を伺いながら自治体情報セキュリティクラウドを構築し、県内全団体のセキュリティレベル向上やコスト削減を実現してきたところです。 自治体情報セキュリティ対策に係る設備・機器の更新及び運用に関する課題や対応策、国支援の働きかけ等についても、引き続き部会での議論も踏まえながら検討していきます。	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
8-5 森林環境税の賦課徴収に係る市町村の事務負担について 【北栄町】	新規	県・国	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、森林環境税の賦課徴収事務は法定受託事務として行うこととされたので、国により何らかの財政措置が講じられると思いますが、令和5年度中に市町村の税務システムの改修等、事前準備が必要となりますので、その費用については人口等により算出する普通交付税ではなく、実際に必要な経費を別途財源措置いただきますようお願いいたします。 森林環境税(国税)を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題として、市町村民税均等割とあわせて森林環境税を徴収する場合、非課税限度額や減免の取扱いについて、市町村長にその裁量を認めることについて検討会においても意見されていますが、賦課徴収事務を円滑に行うためにも、森林環境税の賦課徴収に係る市町村長の裁量を明確にさせていただきますようお願いいたします。 県におかれましても、令和5年度から新たに「豊かな森づくり協働税」を創設されることを予定していますが、住民にとっては森林保全に係る税として二重の負担が生じることから、徴収の必要性、税による効果等のていねいな説明に努めていただきますようお願いいたします。	森林環境税は国税として個人住民税に併せて賦課徴収され国へ払い込まれますが、森林環境譲与税として国から市町村等へ譲与され、市町村が行う森林整備事業等へ活用されるものです。一般的に、税務システムの改修等の費用については、国と地方団体双方に事務負担が発生する補助金等ではなく、普通交付税で措置されており、当税に係る電算改修についても同様となることに御理解をお願いいたします。 総務省の地方財政審議会に設置された「森林吸収源対策税制に関する検討会」において、国税としての規律が担保され、その必要性と合理性が認められる範囲内において非課税限度額の設定を地域別の取扱いとすることや減免の取扱いについて市町村長の裁量を認める余地がある旨の意見がされました。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条及び同施行令第1条で非課税限度額が示され、また、令和5年5月総務省発出の「森林環境税の賦課徴収に係るQ&A集」により減免等の取扱いが示される等、市町村長の裁量等の範囲も明確になってきているところです。なお、今後運用に当たって判断がつかない等の場合は、国に速やかに判断を求める等支援してまいります。 御指摘のとおり、すべての県民が納税を通じて森林を守り育てる意識の醸成が図られるよう、両方の税の仕組み及びそれらを活用した取組について、あらゆる機会を捉えて丁寧な説明を行っていきたくと考えています。	政策戦略本部 (税務課)
8-6 マイナンバーカード交付に係る市町村事務の円滑化について 【北栄町】	新規	県・国	国は、マイナポイント申請期限等を一方的に決めるのではなく、市町村の意見を聞いたうえで、通常の窓口業務に支障のないよう配慮をいただくとともに、市町村への早めの情報提供をお願いします。 マイナポイント対象の特例等については、国の責務において、十分な周知をお願いします。 5年後、10年後に発生する膨大な更新に備え、スマホやパソコンでオンライン申請された場合には、直接郵送による交付等をご検討ください。 カードへの保険証や運転免許証等の一体化の検討に合わせ、事務処理要領における本人確認手続き等の見直しもお願いします。 県におかれましては、国への働きかけをよろしく申し上げます。	マイナンバー制度に係る国の動きについて、迅速に情報提供を行うとともに、具体的な事務見直しに係る国への働きかけについても、この度頂いた御意見や他の市町村の御意見等も参考に検討します。	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
8-7 インボイス制度導入に係る事業者支援について 【北栄町】	新規	県・国	インボイス制度導入後も、会計システムやレジスター等の整備費用を支援する、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金を令和6年度以降も継続されるよう国に強く働きかけるとともに、県事業においても同様の支援を令和6年度以降も継続されるようお願いいたします。 インボイス制度導入後に増大する経理事務が円滑に進められるよう、商工会では国の事業環境変化対応型支援事業を財源に事業者向けの説明会や相談会を実施しておりますが、制度導入後にも継続できるよう、引き続き財源を確保されるよう国に働きかけるとともに、県事業においても、同様の財政的支援をいただきますようお願いいたします。	インボイス制度導入に係る事業者支援は、本来、国において措置されるべきものであり、中小企業者等に混乱が生じないよう実情を踏まえた対策をとることについて、6月27日に要望を行いました。今後も制度導入後の動きを注視しながら、適宜要望等を行ってまいります。 また、県においても、6月補正予算にて創設した産業未来共創補助金等を活用して、引き続き新技術の導入や事務の効率化等、企業の経営力向上に繋がる取組を支援してまいります。	商工労働部 (企業支援課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
8-8 公共建築物の木造化に係る 県の支援について 【北栄町】	新規	県	公共建築物の木造化に係る補助制度の創設をお願いします。 木材調達に関して、県を通じて有識者による助言・指導をお願いします。 木材調達の過程で各種試験が必要となった際、県林業試験場で対応可能なものについては、無償で行っていただきますようお願いいたします。	公共建築物の木造化に係る補助制度については国庫補助事業がありますので活用を御検討ください（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金ほか（メニュー：I 林業・木材産業生産基盤強化対策の1 森林整備・林業等振興整備交付金の（7）木造公共建築物等の整備））。なお、林野庁内に国等が実施している建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業を一元的に案内する「木材利用促進本部事務局」が設置されていますのでこちらも御活用ください。 木材調達に関する助言・指導について具体的な要望があれば有識者を紹介します。また、木材の各種試験についての減免制度もありますので県林業試験場に御相談ください。	農林水産部 (県産材・林産振興課)
8-9 物価高騰対策について 【琴浦町、北栄町】	新規	県・国	賃上げが伴わない物価高騰が長期化することが見込まれることから、県当初予算に加えて適宜、情勢に応じ、市町村と協議・協調の上、住民生活への支援策を講じていただくようお願いいたします。 県内の1次産業の物価高騰支援について、長期化するエネルギーや原材料の高騰に対する支援を販売価格とコストを把握の上、適宜、継続していただきますようお願いいたします。また、鳥取県全体の地域経済の回復のため、県と市町村の連携による消費喚起施策を積極的に講じていただきますようお願いいたします。 農業の肥料・飼料については、国の肥料価格高騰対策による支援がありますが、資材や農薬、特にビニールやハウス資材などの急激な価格高騰について激変緩和になるような支援について、強く国へ働きかけていただきますようお願いいたします。また、面積拡大のための新規取得ではなく、今ある施設の補修などについても支援できる制度の検討をお願いします。 自治体ごとに異なる産業構造に応じたきめ細かな支援が可能となる財源の確保について、強く国へ働きかけていただきますようお願いいたします。	長期化する物価高騰に対して、地域・産業ごとの実情に応じた息の長い取組を地域が主体的かつ継続的に進めていくためには、安定的な財源確保が必須であるとともに、新型コロナウイルスや円安の影響で疲弊した地域経済の立て直し、引き続き厳しい状況にある幅広い事業者や生活困窮者への支援が急務となっています。 このため、安定的な財政運営に必要な一般財源及び地方交付税総額を確保するとともに、令和5年度創設の「デジタル田園都市国家構想事業費」を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと、「デジタル田園都市国家構想交付金」について柔軟な制度設計とすること、「地方創生臨時交付金」について今後も機動的に所要の措置を講じること、情勢に応じ各種価格高騰抑制措置を継続することなどを全国知事会等と連携して要望を行っていきます。 また、エネルギーや原材料価格の動向、今後の国の対策等の状況を見ながら、必要な施策について検討していきます。本県では、販路拡大、観光誘客などを目的に「食パラダイス鳥取県」として、新たなブランド戦略を展開しています。今後、「食パラダイス鳥取県」に係わる各種イベント「食パラダイス鳥取県カーニバル」を実施していきますので、各市町村におかれては情報発信等について御協力をお願いします。さらに、飲食店の需要喚起を目的とした「食パラダイス鳥取県」お食事クーポン券の利用や参加に向けた店舗への周知など、市町村とも連携してPRしていきます。 燃油や肥料・飼料、その他の生産資材等の価格高騰が続き農家等の経営に大きな影響を及ぼしていることから、価格高騰対策や肥料等の国産化に向けた支援策を行うよう6月27日に国に対して要望しました。 なお、「ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業」において、自然災害に対応するため野菜・花き、果樹用の既存のパイプハウスの補強に対する支援を行っていますので、活用の働きかけをお願いします。	政策戦略本部 (企画課) 商工労働部 (商工政策課) 農林水産部 (農林水産政策課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
8-10 ごみ減量・リサイクルの推進について 【琴浦町】	新規	県	今後もプラスチック資源の循環および生ごみの減量化を進めている自治体に対し、環境問題の解決につなげていくためにも、自治体の努力義務にとどまらず、段階的に取組を行っている自治体へ、収集場所の整備に係る経費、収集及び運搬費、再資源化に係る処理費用等の支援をお願いします。	プラスチック資源の分別収集・リサイクル拡大のため、市町村がプラスチック資源の分別収集の実証実験等に要する経費を支援することとします。また、市町村による生ごみの減量化のための実践活動及び環境教育についても支援を行っています。 併せて、国に対して、プラスチックごみの分別収集及び資源循環に係る取組を促進するため、市町村の施設整備や分別収集の体制整備に対する財政支援を拡充するよう令和5年7月に要望を行いました。今後も必要に応じて国に働きかけていきます。	生活環境部 (循環型社会推進課)
8-11 Aコープ等の閉店に対する地域の実情に応じた支援について 【琴浦町】	新規	県	Aコープ等の閉店に伴い発生する諸課題に対して、地域の実情に応じたきめ細やかな支援をお願いします。 納入している小中学校、こども園(保育園)の給食食材をAコープから別事業者へと切り替えするにあたり、必要な設備投資、納入単価の上昇分の補填など円滑な移行に対する支援をお願いします。	市町村が地域の実情を踏まえた店舗ごとの持続可能な「買物環境確保計画」を策定し、県が市町村の取組を財政的に支援する「買物環境確保推進交付金」制度を令和5年7月に制定したところです。 支援メニューについても柔軟な制度としており、まずは買物環境確保計画の策定に向けたサポートを行うとともに、買物環境確保に向けて市町村が取り組む支援策と一緒に支援してまいります。 なお、琴浦町は既に買物環境確保計画の策定及び買物環境確保推進交付金の交付決定を行っており、県としても事業の財政的支援を行うとともに地域の買物環境の維持・確保に向けて引き続き伴走支援を実施します。 また、買い物環境の変化に対応して、複数の県内卸事業者等が連携して配送等の効率化を図れるよう、6月補正予算において創設した「県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業」など必要な支援を行ってまいります。	輝く鳥取創造本部 (買物環境確保推進課) 商工労働部 (企業支援課)
8-12 空家対策支援の拡充について 【琴浦町】	新規	県	特定空家になる前の空家除却支援対象の拡充 特定空家以外の空家除却支援対象を「まちづくりの計画を促進する目的の除却」だけでなく、特定空家発生の未然防止と地域の環境保全のため、支援対象の拡充をお願いします。 略式代執行に対する補助制度の拡充 空家の所有者とその相続人が不存在の特定空家に対しては、町が略式代執行することになります。琴浦町では、令和元年度に1件、令和4年度に1件の略式代執行を行い、令和5年度には、1件の略式代執行を行う計画です。国費と県費の補助金と町費を財源としますが、町の負担が大きく財政を圧迫しています。鳥取県全体の特定空家への対策を推進するため、略式代執行に対する補助制度の拡充をお願いします。	老朽危険空き家等に至らない空き家の除却支援については、「跡地を公共に資する場合」の他、令和4年度からは「まちづくりの計画に資する除却」についても支援を進めているところですが、令和5年6月14日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正法が成立し、新たに「管理不全空家等」が創設されたことを踏まえ、今後、国の動き等も注視しながら、対応等の検討を進めていきます。 略式代執行に対する補助制度の拡充については、昨年度に国に対し要望を行い、令和5年度から国費による支援が対象経費の1/2に拡充され、また国費支援の拡充に合わせ県費による支援も1/4に拡充し、市町村負担の低減を図ったところですが、今後の代執行等の実施件数増加により、なお市町村には大きな負担が発生する実情を鑑み、国に対し7月18日に課題対策の検討を要望しました。	輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課)
8-13 緊急防災・減災事業債の継続について 【中部ふるさと広域連合】	新規	国	国において「緊急防災・減災事業債」を恒久化もしくは事業期間を延長していただくよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。また、本起債の対象事業について、既に広域化されている場合であっても、防災拠点の再整備あるいは機能強化として行う消防庁舎の建替えや増改築についても対象としていただくよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。	近年毎年のように全国各地で大規模自然災害が相次ぎ、激甚化・頻発化している中、地方公共団体が引き続き防災・減災対策を長期にわたって着実に推進するためには「緊急防災・減災事業債」が地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっていることから、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置を行うとともに、さらに措置期間の延長を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ることについて、引き続き国に対して働きかけていきます。	危機管理局 (消防防災課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
9-1 地元が管理する水路管理費の助成について 【三朝町】	継続	県	施設を管理している就農者の高齢化率や関係者数の減少状況などを考慮し、地域の実情にあった支援の拡充をお願いします。	農業基盤整備については、全国的な課題であり、地域の実情にあった支援拡充について、国に対して要望していきます。 また、異常気象によらない降雨等による堆積土砂について、防災上必要な機械作業による排土や浚渫に要する経費を対象とするなど、しっかり守る農林基盤交付金の制度拡充したところですが、維持管理で行う小規模な排土作業については、農山村ボランティアや多面的機能支払交付金等による対応を御検討ください。	農林水産部 (農地・水保全課)
9-2 松くい虫防除に係る費用の負担について 【北栄町】	継続	県・国	特別伐倒駆除の費用負担について、国に強く働きかけていただきますようお願いいたします。また、中部全体での防除の方向性などの協議の場の設置をお願いします。	まずは、市町村の方で松くい虫被害状況の把握に努めていただき、被害状況を考慮した上で、必要な対策に係る予算の確保を検討していく予定です。また、年度内に「松くい虫被害対策検討会」の開催を予定しており、検討会の中で被害状況及び対策について検討します。	農林水産部 (森林づくり推進課)